

## 企業年金制度に係る行政運営の改善について（申し入れ）

貴省におかれましては、平素から、わが国における企業年金制度の普及発展にご尽力をいただいておりますことに、厚く感謝申し上げます。

近年の企業年金制度におきましては、従来からの厚生年金基金制度に加え、確定給付企業年金制度や確定拠出年金制度といった新しい制度も設けられ、被用者の老後の所得保障における様々なニーズに応えることができる制度として、益々の発展を遂げております。

しかし、これらの企業年金制度における制度運営に関し、近年、我々日々企業年金の運営に携わる者にとっては、困惑する事態が生じております。

一つは、規約変更の認可申請に関する貴省機関の対応です。近年、企業における人事政策の変更や合併・分割が相次ぐ中で、企業年金についても、規約変更の認可申請案件が急増しております。

貴省におかれても、行政改革による定員削減の中で極力対応していただいていることは承知しておりますが、各企業年金を運営している事務局にとっては、認可申請のための協議開始から認可を受けるまで1年以上もかかることが珍しくない状況になっております。

また、規約変更認可の判断基準について、地方厚生局相互間あるいは地方厚生局と貴局との間に見解の相違が見られ、このため、地方厚生局担当者との協議を踏まえ企業内での関係者の同意を得て行った申請内容が貴局で認められないことも少なくないことなど、企業年金を運営する上で非常に困難な事態がしばしば生じております。

今一つは、平成16年厚生年金保険法改正事項の実施準備についての貴局の対応の遅れです。既に、平成17年10月実施事項についても対応の遅れがあったところですが、今回の平成19年4月実施事項につきましても、政省令公布等の遅れに伴い、各基金においては、理事長専決で対応せざるを得なかったり、システム開発が間に合わないなどの問題が生じております。当連合会におきましても、離婚時の年金分割にかかる事務処理方法について、貴局の政省令案策定作業の遅れにより今年になってから具体的指示があったため、それまで

貴局にも打診しながら準備を進めてきたシステム開発のやり直しを余儀なくされている状況であります。

こうした問題が相次いでいる状況の根底には、現在の企業年金制度における規制のあり方や、同制度の運営にかかる貴省の事務処理体制に問題があるのではないかと思わざるを得ません。

そこで、全国の企業年金の運営に携わる者を代表して、次の点について早急に改善を求めるものであります。

- (1) 現行の法令により認可事項とされているもののうち加入者にとって不利益とならない規約変更、具体的には基金の設立・解散及び給付に関する事項を除く規約変更については届出事項とすること。また、添付書類についても簡素化すること。
- (2) 規約変更認可について、統一かつ具体的な判断基準を設定し、地方厚生局のみならず企業年金関係者にも明らかにすること。
- (3) 規約変更認可手続について適切な標準処理期間を設定し、それを遵守するとともに、処理が遅れる場合には申請者に対しその理由を説明すること。
- (4) 企業年金にかかる貴省の事務処理体制を見直し、適正な事務執行が行われるようにすること。特に、制度改正の施行にあたっては、基金等の関係者に過重な負担とならないよう、適切な準備作業スケジュールの設定及び管理を行うこと。

平成19年3月14日

企業年金連合会

理事長 加藤 丈夫

厚生労働省年金局長

渡邊 芳樹 殿